○外務省告示第五十六号

平成二十七年二月十日にボルトープランスで、クロワ・デ・ミッション橋梁（りょう）及び新線橋梁（りょう）架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　クロワ・デ・ミッション橋梁（りょう）及び新線橋梁（りょう）架け替え計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与限度額　八千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　田村勝義在ハイチ大使館大使

ハイチ側　デュリー・ブリュテュス外務・宗務大臣

平成二十七年二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第五十七号

平成二十七年二月十三日にハバナで、ハバナ市歴史事務所文化会館視聴覚機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキューバ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ハバナ市歴史事務所文化会館視聴覚機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七千五百万円

3　贈与の使用期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　佐藤博史在キューバ大使

キューバ側　アントニオ・ルイス・カリカルテ・コロナ外国貿易・外国投資大臣代理

平成二十七年二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第二十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

表四専門学校赤門自動車整備大学校工業専門課程一級自動車整備士科の項の次に次のように加える。

専門学校花壇自動車大学校工業専門課程一級自動車科	平成三十年三月一日

表九国際テクニカルデザイン・自動車専門学校商業実務専門課程国際コミュニケーション学科（4年課程）の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十太田医療技術専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

太田情報商科専門学校工業専門課程ゲームクリエイタ学科（4年制）	平成二十六年四月一日
太田情報商科専門学校工業専門課程ゲームクリエイタ専攻学科（ゲームグラフィックス4年制コース）	平成二十四年四月一日（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表十太田情報商科専門学校工業専門課程ゲームクリエイタ専攻学科ゲームスペシャリストコースの項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

太田情報商科専門学校工業専門課程ゲームクリエイタ専攻学科（ゲームプログラム4年制コース）	平成二十四年四月一日（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
太田情報商科専門学校商業実務専門課程総合学科（4年制）	平成二十六年四月一日

表十太田情報商科専門学校商業実務専門課程総合専攻学科（総合スペシャリストコース）の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十二明生情報ビジネス専門学校商業実務専門課程オフィススペシャリスト科国際情報ビジネスコース（四年制）の項中「平成二十一年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十三中央工学校工業専門課程インテリアクリエイト学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京栄養食糧専門学校栄養専門課程管理栄養士科の項の次に次のように加える。

東京環境工科専門学校環境保全専門課程高度自然環境管理学科	平成二十八年三月一日

表十三東京スクールオブミュージック専門学校文化・教養専門課程高度芸術学科の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉科の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

東京福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士科	平成二十六年四月一日

表十三日本工学院専門学校医療専門課程理学療法学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

日本工学院専門学校芸術専門課程マンガ・アニメーション科四年制	平成三十年三月一日

表十三日本工学院専門学校工業専門課程建築学科の項の次に次のように加える。

日本工学院八王子専門学校芸術専門課程マンガ・アニメーション科四年制	平成三十年三月一日

表十三ハリウッド美容専門学校美容専門課程高度専門科（夜間部）の項の次に次のように加える。

HAL東京デジタル専門課程アニメ・イラスト学科	平成三十年三月一日

表十三HAL東京デジタル専門課程CG映像アニメーション学科の項中「平成二十五年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

HAL東京デジタル専門課程CG映像学科（4年制・昼間部）	平成二十六年四月一日

表十三文化服装学院ファッション工科専門課程ファッション高度専門士科の項の次に次のように加える。

文化服装学院ファッション流通専門課程グローバルビジネスデザイン科	平成三十年三月一日